

エステティック機器認証制度 第3.1版  
新旧対照表

2012年5月29日

条項	旧	新
<p>2. 適用の範囲 (2ページ)</p>	<p>特定非営利活動法人日本エステティック機構（以下、「J E O」という）が別に定める「エステティック機器の安全性に関する試験及び検査システム認証書類審査規格」（以下、「システム規格」という）および「エステティック機器認証規格」（2008年1月発行）（以下、「認証規格」という）に個別規格として制定された機種（以下、「カテゴリー」という）があるものについてのみ適用の範囲とする。</p>	<p>特定非営利活動法人日本エステティック機構（以下、「J E O」という）が別に定める「エステティック機器の安全性に関する試験及び検査システム認証書類審査規格」（以下、「システム規格」という）および「エステティック機器認証規格」<b>(2011年7月発行)</b>（以下、「認証規格」という）に個別規格として制定された機種（以下、「カテゴリー」という）があるものについてのみ適用の範囲とする。</p>
<p>9. サーベイランス (7ページ)</p>	<p>J E Oは、認証事業者に対して、「エステティック機器認証に関する契約書」に基づいてサーベイランスを行うものとする。定期的なサーベイランスは、認証機器の初回「製品試験」及び「エステティック機器の安全性に関する試験及び検査システムの書類審査」の結果（海外製品においてはIS09001認証）が引き続き維持されているかどうかを確認するものであり、当該機器が認証された日を起算日とし、原則として3年が経過する毎に行うものとする。</p>	<p>J E Oは、認証事業者に対して、「エステティック機器認証の許諾に関する契約書」に基づいてサーベイランスを行うものとする。定期的なサーベイランスは、認証機器の初回「製品試験」及び「エステティック機器の安全性に関する試験及び検査システム認証書類審査」の結果（海外製品においてはIS09001認証）が引き続き維持されているかどうかを「<u>同一性検査</u>」及び「<u>システム書類審査</u>」によって確認するものであり、当該機器が認証された日を起算日とし、原則として3年が経過する毎に行うものとする。</p>
<p>9. 2 手順（申請） (8ページ)</p>	<p>初回認証申請の際と同様、「5. 認証プロセス」に従って行うものとする。 認証事業者は、送付された案内書に同封されているサーベイランス見積依頼書（書式No.016）に必要事項を記入し、必要書類等（認証取得時に発行された試験成績書を含む）をJ E Oに送付し、J E Oはこれを試験機関に送付する。</p>	<p>初回認証申請の際と同様、「5. 認証プロセス」に<u>準じて</u>行うものとする。 認証事業者は、送付された案内書に同封されているサーベイランス見積依頼書（書式No.016）に必要事項を記入し、必要書類等（認証取得時に発行された試験成績書を含む）をJ E Oに送付し、J E Oはこれを試験機関に送付する。</p>

エステティック機器認証制度 第3.1版  
新旧対照表

2012年5月29日

条項	旧	新
<p>9. 3 サーベイランスの見積 (8 ページ)</p>	<p>J E O はサーベイランス申請書受理通知書 (書式No.018) を発行した後、サーベイランス試験見積書 (書式No.017) を申請者に発行する。 J E O が作成するサーベイランス見積書の内容は、以下のとおりとする。 1. サーベイランス費用 (製品試験・システム書類審査) (機器の試験内容による) 2. サーベイランス認証費用 105,000円 (税込)</p>	<p>J E O は、サーベイランス申請書受理通知書 (書式No.018) を発行した後、サーベイランス試験見積書 (書式No.017) を <b>認証事業者</b> に発行する。 J E O が作成するサーベイランス見積書の内容は、以下のとおりとする。 1. サーベイランス費用 (<b>同一性検査</b>・システム書類審査) (機器の<b>検査</b>内容による) 2. サーベイランス認証費用 105,000円 (税込)</p>
<p>9. 4 サーベイランス申請 (8 ページ)</p>	<p>申請者は J E O が発行したサーベイランス見積書 (書式No.017) を確認し、サーベイランス申請書 (書式No.011) および機器の安全性についての試験および検査システムに関するシステム報告書 (書式No.003-2) に必要事項を記載し J E O に送付し、J E O はこれを試験機関に送付する。</p>	<p><b>認証事業者</b> は、J E O が発行したサーベイランス見積書 (書式No.017) を確認し、サーベイランス申請書 (書式No.011) および機器の安全性についての試験及び検査に関するシステム報告書 (書式No.003-2) に必要事項を記載し、<b>当該認証機器が認証時の仕様に変更がない旨の誓約書を添付して</b> J E O に送付し、J E O はこれを試験機関に送付する。</p>
<p>9. 5 サーベイランス費用の支払い (8 ページ)</p>	<p>申請者は、サーベイランス申請と同時に J E O が請求するサーベイランス見積記載金額を指定された期日までに J E O へ支払うものとする。</p>	<p><b>認証事業者</b> は、サーベイランス申請と同時に J E O が請求するサーベイランス見積記載金額を指定された期日までに J E O へ支払うものとする。</p>
<p>9. 6 サーベイランスサンプル機器 (8 ページ)</p>	<p>申請者はサーベイランスサンプル機器を試験機関へ送付する。</p>	<p><b>認証事業者</b> は、サーベイランスサンプル機器を試験機関へ送付する。</p>
<p>9. 7 サーベイランスの結果報告 (9 ページ)</p>	<p>試験機関はサーベイランスの結果、成績書 (試験機関文書No.200711008) を J E O に提出する。 J E O エステティック機器認証委員会は「4. 2システム書類審査」を行いサーベイランス判定報告書 (書式No.019) で J E O に報告し、J E O はこの結果に基づきサーベイランス結果報告書 (書式No.020) で申請者に報告する。</p>	<p>試験機関は、サーベイランスの結果、成績書 (試験機関文書No.200711008) を J E O に提出する。 J E O エステティック機器 認証委員会は、「4. 2システム書類審査」を行いサーベイランス判定報告書 (書式No.019) で J E O に報告し、J E O はこの結果に基づきサーベイランス結果報告書 (書式No.020) で <b>認証事業者</b> に報告する。</p>